

個人番号カード・公的個人認証サービス等の利活用推進の在り方に関する懇談会  
制度検討サブワーキンググループ  
(第1回)

平成29年4月6日

1 日時

平成29年4月6日(木) 13:00~14:00

2 場所

中央合同庁舎2号館11階 総務省第3特別会議室

3 出席者

(1) 構成員及び説明者

手塚主査、新井構成員、大澤構成員、小田嶋構成員、小尾構成員、小松構成員、柴垣構成員、下江構成員、長尾構成員、中村(信)構成員、西山構成員、松岡構成員、松崎構成員、宮脇構成員

(2) 関係省庁

野平 内閣官房IT総合戦略室参事官補佐、  
大峯 法務省民事局商事課法務専門官、  
希代 経済産業省商務情報政策局サイバーセキュリティ課課長補佐  
松田 経済産業省商務情報政策局情報政策課情報プロジェクト室室長補佐

(3) 総務省

谷脇情報通信国際戦略局長、小笠原情報通信政策課長、今川情報流通振興課長、大森情報通信国際戦略局サイバーセキュリティ戦略担当参事官、中田情報通信政策課課長補佐、岸情報通信政策課課長補佐、澤田行政管理局行政情報システム企画課長、下仲大臣官房企画課個人番号企画室長、渡邊自治行政局住民制度課企画官、山口行政課監査制度専門官、

4 議事

- (1) 電子委任状の普及の促進に関する法律案について
- (2) 官民の認証連携推進について
- (3) 諸外国における属性認証・認証連携について
- (4) 意見交換

**【手塚主査】**

- この属性認証サブワーキンググループは、これから属性認証に加えて、官民の認証連携の在り方についても議論していくことから、会合の名称を「制度検討サブワーキンググループ」と変更する。

**(1) 電子委任状の普及の促進に関する法律案について**

**【手塚主査】**

- これまでの本サブワーキンググループでの検討の結果を踏まえ、事務局において法制化に向けた作業を続けてきた結果、3月7日に「電子委任状の普及の促進に関する法律案」が閣議決定され、国会に提出された法案の概要を事務局から説明いただく。

**【小笠原課長】**

- 属性認証との関連では、「法人の代表者から委任を受けた者であることを表示する電子委任状」。
- 主な規定としては、電子委任状と電子委任状取扱業務という言葉を定義する。そして指針を定め、その中で認定基準を定める。さらに電子委任状取扱業務の認定の規定を置く。
- 電子調達や電子契約といった場合がユースケースとして想定され、仕組みとしてはまず電子委任状の取扱事業者が、その委任状を保管し、指定されたところへの送信を行う。
- 認定の要件としては、委任状の真正性、改ざんがされていないこと、電子委任状の形式。委任状取扱自体がセキュリティの要件をきちんと守っているかが想定される。

**【手塚主査】**

- 属性認証の法制化については、関係者の長年の悲願であった。今回具体的な法律案が国会に提出されるに至ったということは大変意義深いこと。今国会での成立が図れることを期待。
- なお、今回の法案は、先日公表されたマイナンバーカードロードマップの中でも位置づけられている

**【小笠原課長】**

- 法案の中身も含め、3月17日に大臣からマイナンバーカードの利活用推進について、ロードマップを政府として公表させていただいた。
- 電子調達システムのマイナンバーカードへの対応については、まずは資格登録からマイナンバーカードと電子委任状を使ってできるようにすることが想定される。

**(2) 官民の認証連携推進について**

**【手塚主査】**

- 今回から本サブワーキンググループで議論していく官民の認証連携の在り方について、現段階での大まかなイメージを事務局から説明していただく。

**【小笠原課長】**

- 「官民データ活用推進基本法」に基づき、マイナンバーカードの普及促進の関連施策として公的個人認証と連携した民間認証の認定という仕組みが提言されている例もある。
- 先月28日に大臣から発表いただいた経産省との共同プロジェクトとの中では、認証連携の推進として、さまざまなサービスへの円滑なアクセスを可能とするという観点や、利用者の利便性向上を図るという観点から公的個人認証と民間の認証基盤との連携、すなわち官民のID連携ということにして、必要な技術検証やルール整備を進めていくといったことが含まれている。

**(3) 諸外国における属性認証・認証連携について**

**【手塚主査】**

- 今後電子委任状法案の具体的な運用を検討していく上で、海外の制度についてさらに詳しく把握しておくことが必要であり、今後官民の認証連携の在り方について検討していく上でも海外の制度が参考になるものと思われる。
- 今回濱口様に諸外国における属性認証と認証連携について改めて整理していただいたので、ご説明をお願いしたい。

#### 【濱口説明者】

- EUにおける eIDAS 規則という法律における属性情報の取り扱いに関する条項は第 28 条、e シールに関する条項は第 38 条に規定されている。
- ポルトガルの事例では、Citizen Card という国民用の ID カードがあり、その中に署名用と認証用の証明書が入れられている。その中に Professional attribute certificate や政府職員の属性というのを入れることができるようになっている。Decreto - Lei 83 / 2016 というポルトガルの法律があり、民間の場合、Professional attribute certificate として現在使われているのは、弁護士、事務弁護士、公証人といった資格者に関する属性情報が使われている。
- 米国における ID 連携だが、Federal Identity Credential and Access Management Program という全政府機関における ID とアクセスコントロールに関するガイダンスをまとめて、全政府で実施していくというプログラムになっている。
- そのプログラムの一部として、民間 ID を用いた認証結果を政府システムで受け入れなければならないということを定めた Open Identity Initiative というものが規定されている。この Open Identity Initiative の中には 2 つプロセスがあり、ID を発行してそれ自体を認定する仕組みである Trust Framework Provider Adoption Process という仕組みと、それとは別に、ID 技術を認定する仕組みとして、Identity Scheme Adoption Process というものがある。
- この認可の評価主体は、米国政府の CIO 協議会という組織が認可主体になっている。この中に、ICAM サブコミッティー、ICAM 分科会というところがあり、こちらで直接技術の評価を行っている。
- 電子政府で使う認証結果としては、様々なレベルの認証が存在する。それらに対して保証レベル 1 から 4 というのを OMB のメモランダム 04-04 という覚書のところで定義している。政府は、電子政府システムのリスクアセスメントを実施して、自分たちの電子政府システムで要求しなければいけない認証の保証レベルを割り当てることを要求されている。

#### 【手塚主査】

- 今のご説明から、委任に関しては、権限や役職についてはドイツ、ポルトガル、ブラジル等で事例が実際に今あるということが見えてきた。Trust Framework のほうでは、

ID連携含めて、政府の機関で認定しているものが米国ではあるということ等がわかった。そういう点で、今、我々がやっているようなことは、まさにほかの国々と同じように進んできているということが言えるのではないか。

- 韓国における属性認証については事務局のほうで整理していただいているので、ご説明をお願いしたい。

#### 【小笠原課長】

- 韓国における株式会社における株主総会の議決権行使について説明する。
- 韓国では、株主が委任状に自ら電子署名して預託決算院というところに委ね、預託決算院は委任状を受け取り、署名検証を行いチェックした上で、それを自らのところに保管をするという仕組みを作っているようである。
- 韓国の場合、先ほどのヨーロッパの場合のように法律で電子証明書の中に属性を記載しているといった確認がまだできていないが、少なくとも議決権行使の事例で電子的な権限確認を取り扱うといった制度はあるのではないかと考えられる。

#### (4) 意見交換

#### 【西山構成員】

- 特定電子委任状の定義の詳細化だが、2条4項1号イで事業者の電子署名が必要ということだが、それが特定認証業務等の証明書を指定し、その他主務省令で定めるものと書かれているので、その範囲を今後どのように定義していくかという検討が今後必要になるだろう。
- それから、2条4項1号ロでは事業者の電子署名はないが、事業者の作成にかかわって改ざんがされていないということが確認できるものだが、属性付きの公開鍵証明書、これがロに該当するのではないか。したがって、認定認証事業者が、事業者からの代表権を確認して発行するような公開鍵証明書や、それに準じた運用が行われているものというのが想定されるので、その要件を今後具体化していく必要があるのではないか。
- それから、2条4項2号に電子委任状のフォーマット関係にかかわる記述があるが、それに関して電子委任状とはどのようなものなのかという定義の詳細化が今後必要となってくるだろう。

- 2条4項1号口の委任情報の属性が書かれた公開鍵証明書型だが、このタイプのものは電子認証局会議で、手塚先生のもとでとりまとめられた電子証明書に格納された属性情報の信頼性と利用に関するガイドラインに記載のある審査基準や、証明書、ファイルの内容が参考になるだろうと思っている。

#### 【小田嶋構成員】

- 電子委任状を取り扱うに当たり、必要なセキュリティ水準や厳格な運営等が求められることはもちろんだが、厳し過ぎると普及を阻害しかねない。重要なことを確認し、規則やガイドラインをつくる必要があるだろうが、既に事業を行っている事業者に対しても配慮が必要だろうと思っている。
- さらに、中小企業において昨今、電子契約に関して動いているところもあるので、当然企業に意見を聴取したうえで、配慮が求められるのではないかとと思っている。

#### 【新井構成員】

- 何の権限があるのか、契約なのか、申請なのか、総務担当の権限なのか等もある程度テンプレート化していき、何の権限で何の申請ができるかということを見通し、見渡す必要があるのではなかろうかということを考えている。
- フォーマットに関して、現在RFC3281という属性証明書は電子認証局が出している証明書と同じフォーマット、同じ形をしており親和性は高いので、それを参考にしつつXMLやPDF等のフォーマットの検討があったほうがいだろう。

#### 【宮脇構成員】

- 今後一番検討が必要になるのが第3条2項3号、電子委任状に記録される情報の記録方法と記録方法の標準とその他電子委任状の信頼性の確保になるだろう。
- 政府電子調達（GEP S）、誰が、どう担保するかといった委任状の内容、2条4項1号イの委任状の形式、2条4項1号口の電子証明書の中に格納する委任状、認定基準、セキュリティなどを今後議論していかなければならないだろう。

#### 【小笠原課長】

- 属性について、特に証明書等に、事実上どういった属性を記載していくかということ

については、業界で議論が進んでいると理解をしている。それら既存のものを十分に参考にさせていただく必要があると考えている。

#### 【松岡構成員】

- 昨年1月から「My P o s t」という名称で電子文書の送達サービス、この検討会においては電子私書箱という形で呼ばれてきたものだが、この夏には、国のマイナポータルとのサービス連携も予定させていただいている。
- 電子委任状の制度については、今後の電子手続の効率化を実現するにあたり詳細を詰めなければならない点があるということは、今までの議論を通じて理解したが、電子委任状を用いた電子手続の実現という意味では非常に意義のあるものではないか。
- 実証事業で検討してきたような機能を我々のMy P o s tに実装し、具体的なサービスとして、ビジネスとして提供していくかどうかということについては、潜在的な需要、市場規模、導入のためのコスト等を踏まえ、事業性や収益性等を十分に検討した上で判断したい。

#### 【手塚主査】

- 続いて、本日ご欠席の小木曾様からのコメントを私のほうからご説明させていただきたい。
- 電子委任状の普及については、デジタルファーストの推進を以前より提言してきた当連盟として賛同するというコメントをまずいただいている。
- 電子委任状普及促進を確実に進めていっていただきたいが、留意点として2点挙げている。
- 1点目は、属性認証の実務の実態にも十分配慮して、過度に要件を厳しくすることは避けていただきたいという点。2点目としては、新しいビジネスモデルやイノベーション、競争を阻害しないように、過度に画一的な内容や特定の技術・モデルに依存する内容は避けるべきであるというコメントをいただいている。
- 続いて宮内委員からのコメントを私のほうから説明させていただく。
- まず、電子契約の推進は是非進めていただきたい。また、厳格なものだけでなく、簡易な方法等も検討していただきたいというようなコメントをいただいている。
- それにあわせ、厳格なものでなければならないという誤解を避けていただきたいとい

うのが1点と、電子契約にはいろいろな形態があり、重要性に鑑みて選択すべきであるというご意見をいただいている。

- 最後に、電子委任状法案の実施に向け、同法案に基づく認定の重要性を示すとともに、電子委任状取扱業務を介さない電子委任状による電子契約や、電子委任状によらない電子契約が可能なことも示すことが重要であり、これにより、電子契約の普及がより促進されるというコメントをいただいている。

#### 【長尾構成員】

- 実際の実務においては、電子委任状のような仕組みというのはアプリケーションでもって実現される。そのアプリケーションは、電子証明書やネットワーク等、いわゆるインフラとして提供されるので、安全・安心というのが一番大事であると思っている。
- 今回の法案と実際のアプリケーションとの設計については大きなギャップがあると思っているので、そのあたりを埋めるようなセキュリティに対する基準やガイドライン等を今後示していただきたいと思っている。

#### 【小笠原課長】

- 本法案は任意の認定制度であり、この制度を必ず使わねばならないという趣旨ではない。
- 法案においては、デジタルファースト、デジタルガバメントという観点から、国と自治体については、調達等の契約について、電子委任状を使うということが努力義務となっている。国のみならず、今後地方公共団体においても電子調達についてお願いをしていく必要があると考えている。
- ご指摘をいただいている電子委任状についての技術的なフォーマットについては、最も重要なところの1つである。その点については認証局会議等のご議論と、何を属性として書き込むべきなのか、それから、どのようなフォーマットに従って書き込むべきなのかということについては、今後も検討させていただきたい。

#### 【手塚主査】

- 法案成立後は速やかな施行に向けて、総務省、経産省の両省で基本指針を作成していくということになると思っている。その際は、基本指針の内容が実態に即したものとな



るよう、法案成立後、本サブワーキンググループでもしっかりと議論していきたいと思っている。

- 現在私が主査を務めている経産省側の電子署名法研究会において、リモート署名についての議論が進んで並行しているが、電子委任状法案の基本指針の策定に当たっては、そこでの議論を反映していくことが非常に重要と思っているので、両省でしっかりと連携して基本指針の策定を行っていくということが重要ではないかと考えている。

**【小笠原課長】**

- 次回の日程については、次の親会合について6月下旬から7月上旬にかけてということを用意している。

以上